

「孀恋村不妊治療費等助成事業」のご案内（令和2年度）

孀恋村では、不妊治療等の費用の一部を助成する「孀恋村不妊治療費等助成事業」を実施しています。詳細は以下のとおりです。助成を受けるためには申請が必要です。

対象となる治療

医師の判断を受けて実施する一般不妊治療、特定不妊治療（男性不妊治療含む）、不育症治療

対象者（以下の要件すべてに当てはまる方）

- 法律上の婚姻関係にある夫婦で、孀恋村に住所があり引き続き1年以上居住している方
- 医療保険各法における被保険者又は被扶養者である方
- 村税等を滞納していない方

助成内容

【助成額】 1年に上限100万円まで

4月～翌年の3月までの期間に申請した治療費の合計【千円未満の端数は切り捨て】

※ただし、「群馬県不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」の対象となる方は、先に群馬県への申請をお願いします。その助成を引いた額について、孀恋村で助成します。

- 【その他】
- ・所得制限はありません。
 - ・上限金額内であれば、申請回数に制限はありません。

申請方法

必要な書類等をそろえて、提出してください。提出時には印鑑をお持ちください。

【必要書類】①申請書（様式第1号）

②受診等証明書（様式第2号）表裏

医療機関で記入してもらいます。

記入には手数料がかかりますが、助成の対象にはなりません。

③領収書

④世帯全員の住民票（発行から3ヶ月以内のもの）

「本籍」および「続柄」の入ったもの。

※夫婦の住所が別の場合、それぞれの「住民票」と「戸籍謄本」が必要です。

【申請期限】原則として受診（治療）月の6ヶ月後の月の末日まで

（例）3月20日に受診（治療）した場合：9月30日まで申請可

※医療機関の受診等証明書の発行に時間を要することがありますので、お早めの準備をお願いします。

【提出先】孀恋村役場 住民福祉課保健室（大前1100 農村環境改善センター内2F）

受付時間 … 月～金曜日（祝祭日を除く）、午前8：30～午後5：15

問合せ先

孀恋村役場 住民福祉課保健室 ☎96-1975

群馬県不妊に悩む方の特定治療支援事業については・・・吾妻保健福祉事務所 ☎0279-75-3303